

各種講習会開催情報（令和7年11月～12月分）

（一社）山梨県労働基準協会連合会

当会の11～12月の各種講習会の開催予定です。
さらなる安全衛生管理の向上を図るため、積極的な受講をお待ちしています。

10月開催の講習会（現在受付中 まだ間に合う！締め切り日注意！）

10月15日（水）保護具着用管理責任者講習
10月21日（火）～22日（水）プレス機械作業主任者技能講習
10月23日（木）～24日（金）職長等教育
10月28日（火）高齢者安全対策研修

11月開催の講習会（受付開始は10月8日（水）PM 予定）

11月5日（水）～6日（木） 有機溶剤作業主任者技能講習 ・比較的申込みの多い講習会です。お早めのご対応を！
11月10日（月） 酸素欠乏危険作業等特別教育 ・6月の予定から11月に変更となっていました。おまちとおさます。 ・今年度は、今回1回のみの開催です。今後、作業が予想される場合には、積極的に申込みを！
11月13日（木）～14日（金） 化学物質管理者講習（専門的講習：製造）2日講習 ・この講習は、化学物質の製造事業場向けの「専門的講習」になり、2日間の講習になります。2日目の実習では、各自ノートPCを持参しての参加となります。 ・取扱のみならず、製造している事業場は、早急に資格者の養成のため本講習を受講ください。 ・本年度は、1回のみの講習です。
11月20日（木）～21日（金） 動力プレス金型交換等特別教育 ・「動力プレス」の金型、シヤーの刃部又はプレス機械若しくはシヤーの安全装置若しくは安全囲いの取付け、取外し又は調整の業務に従事させる場合には、この教育が必要となります。 ・実習があるため、定員を増やしません。お早めの申込みを
11月26日（水）～27日（木） 乾燥設備作業主任者技能講習 ・作業主任者の選任が必要な設備は、以下のとおり。ご確認を！ 1 乾燥設備のうち、危険物等に係る設備で、内容積が1㎡以上 2 乾燥設備のうち、危険物以外のものに係る設備で、熱源として燃料を使用するもの 最大消費量が、固体燃料……毎時10kg 以上 液体燃料……毎時10L 以上 気体燃料……毎時1㎡以上 3 熱源として電力を使用するもの、定格消費電力が10kW 以上 ・受講資格がありますので、申込みの際はご注意願います。
11月28日（金） 安全活動に活かすRAとKYT研修 ・リスクアセスメントの重要性はご承知のとおりですが、リスクアセスメントや日々の安全活動から得たリスク情報を共有し、自主的活動（KYT）へ繋げる実践方法について、講義や議論を含めて企業における安全活動に活かしていきます。 ・労働災害が増加している昨今、先取りの安全活動に活かしてください

11月19日（水）13:30～ 安全衛生相談会を実施します。県立図書館交流ルーム201

- ・当会では、中小規模事業場が抱える課題・問題・悩み等の解決を手助けするために中央労働災害防止協会の委託を受け「安全衛生相談窓口」を設けて労働安全・衛生コンサルタントが相談に乗ります。
- ・相談は無料。電話相談は随時受付、相談会は要予約です。ぜひお気軽にご相談ください。
まずは、055-251-6626 まで。

12月開催の講習会

12月2日（火）～3日（水）

特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習

- ・比較的申込みの多い講習会です。お早めのご対応を！

12月4日（木）～5日（金）

職長等教育

- ・法令上、新たに職長や職場の指導者（リーダー）となった者が受講する必要があります。
- ・グループ討議等も行い、幅広く職場リーダーの養成を行います。
- ・対象は、製造業（一部の業種を除く）、電気業、ガス業、自動車整備業、機械修理業です。
- ・人気の高い講習会です。討議を行うため定員が多くなく、毎回満員になっています。

12月9日（火）

保護具着用管理責任者講習

- ・まだまだ、受講希望の多い講習会です。受講希望の方は、早めの申込みをお勧めします。

12月10日（水）～12日（金）

酸素欠乏・硫化水素危険作業作業主任者技能講習

- ・比較的申込みの多い講習会です。お早めのご対応を！

12月15日（月）

自由研削といしの取替等特別教育

12月16日（水）～17日（木）

安全管理者選任時研修

- ・安全管理者が替わる場合には、安全管理者となる資格を取得するため、受講が必要になります。
- ・対象は、製造業、鉱業、建設業、運送業、卸・小売業（一部除外あり）、通信業、旅館業、ゴルフ場業、清掃業で労働者が50名以上いる事業場です。

※ 化学物質管理については、こちら（ケミサポHP）



※ 講習会の申込みは、
連合会ホームページ>安全衛生教育「●講習会のご案内【現在受付中】」のPDFを印刷して
お申し込みください。各講習会の申込み受付は、開催月の前月の上旬に掲載いたします。
掲載日については、「次回更新日（予定）・申込開始日」欄をご覧ください



※ 令和8年4月1日から労働安全衛生法の「高年齢労働者の労働災害防止」に関する規程が変わります
労働安全衛生法第62条の2（高年齢者の労働災害防止のための措置）

- 事業者は、高年齢者の労働災害の防止を図るため、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
（国が指針を公表し、それに対応することを努力義務として求めています）



現在の高年齢労働者の労働災害防止対策として、ガイドラインが定められています。
「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）
こちらを参考に取組を進めていきましょう。